

# 講座受講規約

## 第1条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人ウーマンリッチ実践協会（以下、「協会」といいます。）が主催するすべての講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

## 第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、協会等が定める所定の方法に従って行うものとします。

## 第3条（受講契約の成立）

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。但し、申込み後3日を経過して受講料の決済をした場合、協会等の承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとします（既に定員に達している可能性があるためです。なお、協会等の承認がない場合、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金します。）。

## 第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

## 第5条（決済方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

### （1）銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、協会等が指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後に協会等よりメール等の方法によりお知らせいたします。

### （2）クレジットカード決済

協会等が、クレジットカード決済を導入している場合に限り、クレジットカード決済ができるものとします。

## 第6条（講座開催日前の解約）

情報という商品の特性上、返品・返金はお受けしておりませんが、販売ページに返金保証が付く場合はそちらを優先します。

## 第7条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

## 第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

## 第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、協会等が認める場合は、別の日程をもって開催され

る同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

#### 第10条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が2名に満たない場合、協会等は講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、協会等はその賠償の義務を負わないものとします。）。

#### 第11条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権は協会に帰属し、受講者が協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

#### 第12条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに協会等の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- （1）本規約又は法令に違反した場合
- （2）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- （3）協会等の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- （4）協会等又は協会等の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- （5）本講座の受講申込みその他協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- （6）協会等の事業活動を妨害する等により協会等の事業活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第17条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、受講者が本講座の受講をできない場合、事前に協会等の同意を得た場合に限り、代理の方を受講させることができます。

#### 第18条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、協会等及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第19条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、協会等は一切の責任を負わないものとします。

第20条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第21条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上